

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、塗装業を営むA（以下「事業場」という。）に雇用され、建築塗装工として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前7時10分頃、自宅を原動機付自転車で出発し、弟の家に寄り昼食の弁当を受け取った後、事業場に向かう途上、同日午前7時22分頃B市のC交差点（以下「交差点丙」という。）において、進行方向左側道路から交差点に進入してきた普通貨物自動車と衝突し負傷し（以下「本件事故」という。）、D病院に救急搬送され「脳挫傷、外傷性くも膜下出血等」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第7条第2項及び第3項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものをいうとされており、ここでいう「合理的な経路」とは、一般的な労働者が用いるものであって、最短距離と認められる経路をいうものと解される。この経路は、必ずしも1つの経路しか認められないものではないが、本件の場合、請求人の自宅及び事業場の所在地の位置関係から見て別紙図面の位置関係に照らすと、自宅を出て、県道を通って、右折し、さらに交差点甲又は交差点乙を右折して事業場に到着するのが、合理的経路と認められる。

したがって、請求人が、交差点甲又は交差点乙を右折せず通過し、そのまま直進して交差点丙を通過し、交差点丙から約200メートル先の請求人の弟宅に行き、そこから再び交差点丙を経由して事業場まで到達するという経路は、明らかに迂回経路であって合理的経路を逸脱ないし中断したものと認められる。

- (2) 労災保険法第7条第3項但書及び労災保険法施行規則（以下「労災則」という。）第8条第1号によれば合理的経路から逸脱または中断した場合であっても、当該逸脱又は中断が「日用品の購入その他これに準ずる行為」を行うための最小限度のものである場合には、その逸脱ないし中断の間を除き、通勤経路に復した位置から再び通勤として取り扱うこととされている。

したがって、仮に請求人が、弟宅へ弁当を取りに立ち寄る行為が上記労災則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するとしても、

本件事故は通常の間路に戻る手前の交差点丙において発生しているから、本件事故は、労災保険法所定の通勤災害には該当しない。

(3) 請求人は、弟宅で、弁当を受け取るために迂回することは合理的間路の逸脱ではなく、自宅を出てから弟宅で弁当を受け取り、就業場所へ赴くまでの間路全体を合理的な通勤間路と見なされるべきであると主張するが、上記結論を左右するものではなく採用できない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。